

栃木発再生可能エネルギービジネスモデル創造特区

[指定：平成23年12月、認定：平成24年11月]

正

準

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値 (3.1+3.5) / 2 = 3.3

C

正：平成24年3月末までに計画が認定された地区 / 準：平成24年3月末時点では計画が認定されていない地区

i) 取組の進捗 (下記より該当するものを選択)

目標値に対する実績に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)	1-1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：整備する小水力発電施設の出力合計	定性評価
B(4点)	1-2	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：発電量	定性評価
C(3点)	1-3	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：CO2排出削減量	定性評価
D(2点)	2-1	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：製造、設置に関わる県内企業の売上げ増加額	定性評価
E(1点)	2-2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：メンテナンスに関わる県内企業の売上げ増加額	定性評価

代替指標に基づく進捗度 (当年度実績)

進捗	番号	評価指標	進捗度
A(5点)			
B(4点)			
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

当初目標に対する取組の定性的な事業進捗 (専門家評価)

進捗	番号	評価指標	専門家評価	
A(5点)	1-1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：整備する小水力発電施設の出力合計	C	C
B(4点)	1-2	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：発電量	C	
C(3点)	1-3	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量：CO2排出削減量	C	
D(2点)	2-1	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：製造、設置に関わる県内企業の売上げ増加額	B	B
E(1点)	2-2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額：メンテナンスに関わる県内企業の売上げ増加額	C	

評価指標毎の進捗の評価の平均値

$(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$

①... 3.5

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載      なし

■ 専門家考慮事項(妥当性) 目標設定の考え方、数値目標の根拠又は計画の進行管理の方法等、各事業の連携効果

(専門家所見(主なもの))

- ・「農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力」について、平成26年度における導入施設出力を1000kWと設定した根拠を示さないと、妥当性が判断できない。また、定性的な評価の根拠も不明。
- ・整備する小水力発電施設(評価指標1関連)については、数値目標1-1~1-3を独立して評価する必要性が不明。
- ・「小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上げ増加額」について、代理的な定性指標として、県内企業の連携体制の構築等で評価するべきであり、「製造・設置」については、26年度からの本事業に向けての準備態勢を客観的に評価する仕組みが必要。
- ・小水力発電に係る企業の技術開発等の支援を、とちぎ環境産業振興協議会の中小水力発電研究会との連携で進めていくことは重要な取組。

考慮事項から、目標設定の考え方が特に優れている:+1、妥当である:±0、改善の余地がある:-1とし、加点又は減点する ②... -0.4

i) の評価 ①+② 3.1

※目標値に対する実績値及び代替目標値に係る評価の例

- ・本特区の目標値(代替指標を含む)に対する各評価指標の評価を合計し、平均値を算出することにより評価とする。(評価指標1の評価D、2の評価D、3の評価D、4の評価Cの場合、 $(2+2+2+3)/4=2.25$  四捨五入で「2.3」とする。)
- ・「当初目標に対する取組の定性的な事業進捗(専門家評点)」の評価については、数値目標の達成に向けた取組の状況について定性的に評価する。
- ・各評価指標に複数の数値目標がある場合、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均したものとする。  
(例)評価指標1について、a、b、cという3つの数値指標があり、各数値指標の進捗度および寄与度がa:C20%、b:C10%、c:D70%の場合、 $3 \times 0.2 + 3 \times 0.1 + 2 \times 0.7 = 2.3$  四捨五入で「2」であるため、評価指標1の評価は「D」となる。

ii) 今後の取組の方向性

方向性	番号	評価指標	専門家評価
A(5点)	1	農業用水を活用した小水力発電事業による発電総出力、年間電力量及び年間CO2排出削減量	B
B(4点)	2	小水力発電施設の製造、設置やメンテナンスに関わる県内企業の売上増加額	C
C(3点)			
D(2点)			
E(1点)			

(専門家所見(主なもの))

- ・予定していた財政支援措置が行われなかった事態に対応し、当初事業の変更等により最低限の調査・実証を進めたことだが、ほとんど遅れることなくという自己評価の根拠及び今年度の不十分な点を踏まえてどのように対応するかが不明。
- ・実証実験、調査などの結果を尊重して柔軟に計画を見直す必要があろう。

ii) の評価

評価指標毎の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 1 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 2 = 3.5$  3.5

## Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況(A～E)

i) + ii) の平均値  $(4.1+3.5)/2=3.8$

B

### i) - ① 規制の特例措置を活用した事業等の評価

[■規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価]

#### ●特定水力発電事業(国交B003)

(概要)

- ・総合特別区域等において「特定水力発電事業」(従属発電事業)を行う場合、水利使用許可手続を簡素化するとともに、標準処理期間の短縮化を図る。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

- ・特例措置の効果が認められる。
- <特記事項>規制の特例措置により、短期間(20日間)で許可を取得し、事業を円滑に実施できていることから、その効果が認められる。今後においても、当該制度、若しくは、登録制度をご活用いただき、事業を進めていただきたい。

[■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置]

#### ●水利権協議の簡素化(包括的な水利権取得)

(概要)

- ・特区指定地域内の農業用水路に多数の小水力発電施設を設置する事業で、かんがい水利権に完全従属する場合については、同一水系や同一水路、近傍水路であれば、包括的な水利権取得を可能とするという提案について、国との協議において、複数の発電所であっても、使用水量や発電能力が明確で、従属発電が明らかである場合には、複数の従属発電を1本の水利使用で許可することは可能な場合があるとの見解が示された。

(専門家所見(主なもの))

- ・特定水力発電事業による小水力導入について、規制の特例措置により事業を円滑に進められる効果が期待される。
- ・規制緩和が効果的に働いている。

4.3

### i) - ② 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・当初予定より小さいが適地調査の財政支援措置を受けている。
- ・引き続き調査費の獲得に努力すべき。

3.8

i) - ① + i) - ② の平均値(注)

$(4.3+3.8)/2=4.1$

4.1

### ii) 地域独自の取組の状況の評価

(専門家所見(主なもの))

- ・土地改良区連合との連携もうまくいっていると認められる。
- ・流水占用料の減免検討、協議会での研究支援を行っている。この具体的な内容を定量的に示すことが必要。

3.5

## Ⅲ 現地調査時の指摘事項及び対応状況

(専門家所見(主なもの))

- ・指摘事項(予算の制約の対応等)に対して、適正な対応(独自調査等による財政支援の不足分の補填等)を行っている。

## Ⅳ 総合評価(I～III)

$(3.3+3.8)/2\pm 0.0=3.6$

「I + IIの平均値」に「Ⅲ及び地方公共団体による総合評価の状況(評価書7)」を加味して算出

(専門家所見(主なもの))

- ・実証段階レベルであり、今後を期待。
- ・(発電量などの評価指標の実績値が出るのが平成26年度以降となるため、それまでの間、)定性的評価になることはやむを得ないが、実証試験によって進行管理上有益などのような情報取得や検証を行うことができたのか、明確にすることが必要。

このため、I及びIIの平均値(3.55)に上記所見を加味(±0.0)し、総合評価結果をB(3.6)とする。

B

(注) i) - ①、i) - ②のいずれかに該当がない場合は「—」とし、他の項目の点数をi)の点数とする。